

包括連携協定書

富良野市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）とは、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、双方協議の上、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、自らの事業活動の範囲内で、連携して取り組むよう努めるものとする。

（1）災害対策に関すること

- ・災害時の支援物資の輸送協力や倉庫、運搬機材の提供
- ・帰宅困難者への支援
- ・行政機関への情報提供の協力

（2）物流・人流の活性化に関すること

- ・交通事業者との連携による「客貨混載」の推進
- ・ふらのエリア内における輸送効率化の推進

（3）観光支援や地場製品の販路拡大に関すること

- ・観光客の利便性向上に向けた手ぶら観光の推進
- ・国内外に向けた地場製品の販路拡大推進
- ・「ふらのオリジナルBOX」等によるふらのの魅力発信

（4）環境維持・保全に関すること

- ・「クロネコ環境教室」の開催などによる環境教育の推進

（5）地域の福祉に関すること

- ・生活困窮者の自立に向けた就労支援
- ・障がい者の自立に向けた就労支援

（6）安全・安心な地域づくりに関すること

- ・高齢者、障がい者、子どもその他住民等の何らかの異変に気付いた場合の情報提供
- ・道路損傷等の情報提供
- ・公共用地における不法投棄が疑われる廃棄物等の情報提供

（7）その他富良野の活性化に関すること

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な取組の内容及び実施方法については、甲乙協議の上、連携事項ごとに、別途、取り決めるものとする。

（費用の負担）

第3条 本協定に基づき、甲の依頼により乙が行った前条第1項第1号に係る業務の諸費用（以下「費用」という。）については、原則として甲が負担するものとし、業務を実施した時点において所管行政庁に届けている運賃及び料金等を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。なお、連携事項ごとに別途、費用に関して取り決めた場合はこの限りでない。

(費用の支払)

第4条 甲は、前条の規定に基づき乙から請求を受けたときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(確認事項)

第5条 甲及び乙は、本協定の締結が、第三者と連携・協力することを妨げるものではないことを確認する。

(協定の有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定を締結し2019年4月23日から2020年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1月前までに、甲及び乙のいずれからも意思表示がないときは、有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間同一条件で更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間中といえども、本協定の履行を困難とする事由等が発生したときは、3月前までに書面をもって、相手方に通知することで、本協定の解約を行うことができる。

(本協定書の変更)

第7条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年4月23日

甲：北海道富良野市弥生町1番1号
富良野市
富良野市長 北 猛 俊

乙：北海道旭川市永山北1条9丁目20番1号
ヤマト運輸株式会社 道北主管支店
支店長 佐藤賢吾